

山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領の改定概要

山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領等については令和 6 年 10 月に制定し、改定を行いながら I C T 施工技術の活用を推進してきたところですが、これまでの実施状況等を考慮し、県土整備部 I C T 活用工事実施要領を一部改定するものです。

この改定は令和 8 年 10 月 1 日以降に施工を伺う工事に適用することとします。

また、この度の改定において適用する国土交通省 I C T 活用工事実施要領（国実施要領）は「令和 8 年 4 月版」とします。

■ I C T 活用工事実施要領 [現行]		I C T 活用工事実施要領 [改定後]
(県実施要領 1 1 工種 (R8. 4))	➤	(県実施要領 1 4 工種 (R8. 10))
(国実施要領 1 3 工種 (R7. 4))	➤	(国実施要領 1 4 工種 (R8. 4))

実施要領の構成と国土交通省 I C T 活用工事実施要領との関係について

県実施要領はこれまで、発注方式や工事成績評定等 I C T 活用工事実施の推進のための措置等に関して、国実施要領と運用が異なる部分について扱いを定めるものとし、実施要領本体と国実施要領の工種に応じた入札公告・特記仕様書記載例で構成していました。

しかし、対象となる工事の件数が増え、各工事毎の特記仕様書への記載が煩雑となってきたことから、新たに県版の各工種毎の実施要領を策定し、特記仕様書への記載を最小限に留め、詳細は県 H P を参照する形に変更することとします。

これにより、各実施要領の記載内容の優先は、県実施要領、県実施要領（各工種編）、国実施要領の順とします。

[現行]

- 県実施要領 … ・実施要領本体
- ・入札公告・特記仕様書記載例（土工編、法面工編、擁壁工編、地盤改良工編、基礎工編、河川浚渫編、舗装工編、舗装工（修繕工）編、構造物工（橋梁上部）編、構造物工（橋脚・橋台）編、コンクリート堰堤工編）

[改定後]

- 県実施要領 … ・実施要領本体
- ・入札公告・特記仕様書記載例（※各工種共通）
 - ・実施要領各工種編（土工編、導入型編、作業土工（床掘工）編、付帯構造物設置工編、法面工編、擁壁工編、地盤改良工編、基礎工編、河川浚渫編、舗装工編、舗装工（修繕工）編、構造物工（橋梁上部）編、構造物工（橋脚・橋台）編、コンクリート堰堤工編）

旧要領（令和 8 年 4 月改定版）と運用が改正される箇所について

■ I C T 導入型の導入

これまでの「I C T 土工（1,000m³ 未満）」が「I C T 導入型」に置き換わります。この導入型においては、I C T 活用工事における 5 プロセスのうち、最も難しいとされる② 3 次元設計データが不要な「ステップアップ型」、さらに③ I C T 建機施工が不要な「ファーストステップ型」を新設します。これにより中小規模工事における I C T 活用工事の増加を促します。

【土工（1,000m³ 未満）の施工プロセス】

- ① 3 次元起工測量（断面管理可）
- ② 3 次元設計データ作成
- ③ I C T 建機施工
- ④ 出来形管理（断面管理可）
- ⑤ データ納品

【導入型の施工プロセス】

- （1）全面活用型（①～⑤）

これまでの土工（1,000m³ 未満）と同様

- （2）ステップアップ型（①③④⑤）

② 3 次元設計データ作成が不要、③は 2 次元 M G 建機で施工

- （3）ファーストステップ型（①④⑤）

③ I C T 建機施工も不要、測量と出来形管理のみ I C T 機器活用

国要領（令和 8 年 4 月改定版）と県の運用が異なる箇所について

■ I C T 施工原則化に伴う対応（前回改定から変更なし）

国では「土工」「河川浚渫」の全て、「地盤改良工」の一部を原則「発注者指定型」による発注とし、工事成績評価における加点措置も令和 7 年 4 月より廃止しております。

一方、本県においては、I C T 活用工事の実施状況等を鑑み、前回の改定での適用は行わないこととしており、今回も同様とします。

引続き、「土工」においては金額と規模要件による「発注者指定型」と「施工者希望型」、「河川浚渫」「地盤改良工」においては「施工者希望型」における発注を原則とし、工事成績評価による加点措置も継続します。